東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、東海防衛支局(以下「当支局」という。)がオープンカウンター方式 により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約(以下「物品調達等」という。) の見積合せを行う場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当支局が会計法(昭和22年法律第35号)第2 9条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合せにおい て、見積書を徴する相手方を特定することなく、見積合せに参加を希望する者から見積 書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」 という。)第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、当支局が オープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

- 第4条 対象案件は、当支局ホームページ並びに名古屋合同庁舎第1号館1階、7階及び 8階掲示板で公表する。
- 2 前項において公表に付する事項は、件名、見積依頼書公表日、見積書提出期限及び見 積合せの日時とする。

(参加資格)

- 第5条 見積合せに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
 - (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
 - (3) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(以下「全省庁統一資格」という。)において、原則として、当支局が求める「資格の種類」及び「営業品目」のC又はD等級に

格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンター方式に参加を希望する者の内、以下アからエのいずれかの条件を満たす者については、この限りではない。

- ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)
- イ アに該当しない中小企業者であって、同一の相手方(公的機関、民間企業のいずれかは問わない)に対し、見積合せの日までの直近1年間において1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- ウ 見積合せの日までの直近1年間において、支出負担行為担当官(会計法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)との間で契約を締結した実績がある事業者(全省庁統一資格において、A又はB等級に格付けされている者を除く。)
- エ 上記にかかわらず、支出負担行為担当官が認める案件に限り全省庁統一資格において、当支局が求める「資格の種類」及び「営業品目」のA又はB等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止 の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行 おうとする者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。 (見積書の提出等)
- 第6条 見積合せに参加を希望する者は、当支局ホームページで掲載した見積依頼、本要 領、仕様書及びその他詳細資料(以下「仕様書等」という。)を熟読又は熟覧した上、 見積をしなければならない。
- 2 見積書の様式は、見積依頼において定めることとする。
- 3 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
 - (1) 件名、金額、数量、日付を記載するほか見積者(法人又は団体の場合は代表者) の記名をすること。

- (2) 見積金額を訂正しないこと。
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
- (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積を作成しないこと。
- (5) 各項目の数量及び単価を記載すること。
- (6) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反しないこと。
- 4 見積書の提出の際に、前条第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し (以下「資格証明書」という。)を提出するものとする。
- 5 見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参、郵送、民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は電子メールにより提出しなければならない。
- 6 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(同等品の承認)

- 第7条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、 その承認を得るものとする。
- 2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目(行政機関の休日に関する法律(昭和63法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日以下「行政機関の休日」という。)を含まない。)を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとする。

(見積合せ)

- 第8条 見積合せに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積合せの日時は、公示する見積依頼に記載した日時に非公開で行うものとする。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の 見積がないときは、当支局が選定した者へ見積を依頼することができるものとする。

(無効な見積書)

- 第9条 次の各号に該当する見積書は、無効とする。
 - (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
 - (2) 件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
 - (3) 金額を訂正した見積書

- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

- 第10条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。
- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって当支局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 3 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知するものとする。

(結果の公表)

- 第11条 オープンカウンター方式の結果は、名古屋合同庁舎第1号館7階及び8階の当支局掲示板において、落札者の決定の日から14日間 (閉庁日を含む)契約者及び落札 金額を公表するものとする。また、当支局ホームページにおいて、契約の相手方の決定 後速やかに公表するものとする。
- 2 前項の当支局ホームページにおいて公表に付する事項は、受注を決定した日、件名、 提出者数、受注決定者及び決定価格とする。
- 3 第1項の規定による公表を除き、オープンカウンター方式の結果に関する照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第12条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して

5日以内(行政機関の休日を含まない。)にこれを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官から書面による承諾を得た時は、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手 方としての効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した 後速やかに請書(防衛省所管契約事務取扱規則(平成18年防衛省訓令第108号)第 53条に規定する別記第14号書式、別記第15号書式又は別記第16号書式)を支出負 担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がな いと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申し立て)

第13条 この要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を 理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

- 第14条 その他、この要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合せに参加する者が負担する。
 - (2) 支出負担行為担当官は、都合により見積合せを取りやめることがある。
 - (3) 支出負担行為担当官は、契約の相手方を決定するために、見積合せに参加する者に対し追加資料の提出を求めることができる。
 - (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正 又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

附則

この要領は、令和4年4月1日以降の物品調達等の見積依頼から適用する。